

学校法人国際学園

剣道コース

寄附金募集のご案内(2023年6月開始)

星槎国際高等学校高松学習センター
剣道コース 総監督 岩部広志
監督 山下 渉

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は星槎国際高等学校高松学習センター剣道コースの活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

剣道コースは、2020年4月より部員1名からスタートし、現在は部員も増え日々生懸命に稽古に取り組んでおります。創立3年目となる昨年度は、インターハイ出場を果たす事が出来ました。これもひとえに皆様の温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、本年度の剣道コースは、先輩達から受け継いだ魂とともにインターハイ出場だけでなく、日本一達成を目指しておりますが、遠征や全国大会までの強化活動費、選手必要備品購入費等の多額の費用がかかることから、この度皆様にご支援のお願いをすることとなりました。

厳しい経済情勢の折、日頃のご支援に加え重ねてのご厚志のお願いとなり、誠に厚顔しいとは存じますが、星槎国際高等学校高松学習センター剣道コース寄付金要項の趣旨をご理解いただき、皆様方の物心両面における格別なご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2023年4月29日 第68回高松市剣道大会 優勝(2連覇達成)

寄附金募集のご案内

1. 寄附金の募集目的及び用途

名称：星槎国際高等学校 高松学習センター 剣道コース寄附金

目的：剣道コース活動補助や稽古器具、設備の充実を図る

用途：(1)大会出場における宿泊交通費
(2)遠征参加における宿泊交通費
(3)部活動場の設備の充実
(4)フィジカル強化の費用

2. 寄附金の募集目標額及び対象

募集目標額：2,500,000円

募集対象：剣道コース生

3. 寄附金の募集期間

2023年6月1日～2024年3月31日まで

4. 寄附金額(口数)

一口：5,000円 ※口数には制限はありません。

5. 申込方法

(1)郵便振替・・・下記問い合わせ先に郵便振替の払込用紙をご請求ください

(2)銀行振替・・・氏名、住所、連絡先を必ずご記入ください

ゆうちょ銀行 口座記号 00290-0 口座番号 0131932

学校法人国際学園

(星槎国際高松剣道コース活動支援金)

6. 個人情報の保護について

募金によりお預かりした個人情報は学校法人国際学園個人情報保護ポリシーに基づき適正に取り扱います。

7. 寄附金に関する税制上の優遇措置(寄付金控除)について

本法人への寄附金は、確定申告をすることにより、控除を受けることができます。既存の「所得控除」に加え、寄附者の選択により新たに「税額控除」の適用を受けられるようになりました。寄附金の約40%(但し所得税額の25%が限度)が所得税額から控除されます。

【所得控除】

年間寄附金額合計から 2,000 円を引いた額を寄附金控除額として、所得金額から差し引かれて所得税額が計算されます。

所得控除額 = (年間の寄附金額合計(注 1) - 2,000 円)

<例>年間の寄附金額合計が 50,000 円(課税所得は 300 万円)の場合

所得控除額 = 50,000 - 2,000 = 48,000 円

*課税所得 300 万円の場合税率は 10%なので、控除される税額は 4,800 円

(注 1) 年間の寄附金の合計額が年間の総所得金額等の 40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります

(注 2) 所得金額に比して寄附金額が大きい場合には「税額控除」より減税効果が大きくなる場合があります。

【税額控除】

税率に関係なく、年間寄附金額合計から 2,000 円を引いた額の 40%が所得税額から直接控除されますので、一般的には「所得控除」よりは減税効果が大きくなります。

税額控除額(注 1) = (年間の寄附金額合計(注 2) - 2,000 円) × 40%

<例>年間の寄附金額合計が 50,000 円(課税所得は 300 万円)の場合

税額控除額 = (50,000 - 2,000) × 40% = 19,200 円

(注 1) 寄附金控除額は、所得税額の 25%が上限となります。

(注 2) 年間の寄附金の合計額が年間の総所得金額等の 40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

【優遇措置を受けるための手続き】

寄附をしていただいた翌年の確定申告時期に、寄附金振込時の「払込金受領書」または本学園発行の「領収書」と、入金後に本学園から送付される「特定公益増進法人証明書(写)」の 2 点を添えて、所轄税務署に申告してください。

なお、年間に複数回寄附をしていただいた場合は、その都度の「領収書」は必要ですが、「特定公益増進法人証明書(写)」は 1 回目にお送りする 1 枚のみを添えて申告ください。但し、年を超える場合はそれぞれ申告時に必要となります。

寄附をした場合の還付金のめやす

課税所得(税率)	寄附金額				
	1万円	3万円	5万円	10万円	50万円
300万円(10%)	800	2,800	4,800	9,800	49,800
	3,200	11,200	19,200	39,200	50,600
500万円(20%)	1,600	5,600	9,600	19,600	99,600
	3,200	11,200	19,200	39,200	143,100
800万円(23%)	1,840	6,440	11,040	22,540	114,540
	3,200	11,200	19,200	39,200	199,200
1000万円(33%)	2,640	9,240	15,840	32,340	164,340
	3,200	11,200	19,200	39,200	199,200

- ※ 上段(赤色)は「所得控除」の場合、下段(黄色)「税額免除」の場合の試算です。
- ※ 課税所得とは、給与所得(給与収入-給与所得控除)から、所得控除(基礎控除等の合計)を差引いた後の金額をいいます。
- ※ 個人住民税についても寄附金控除の対象となる場合があります。お住まいの自治体にご確認ください。
- ※ 新入生の保護者は税法上「学校の入学に係る寄附金」と見做され、入学した年内の寄附については原則所得税の税額控除、所得控除の対象とはなりませんので予めご了承ください。

《問い合わせ窓口》

星槎国際高等学校 高松学習センター

〒760-0062 香川県高松市塩上町 3-8-11

TEL:087-837-6323(受付:平日 9時~17時)

Mail:takamatsu@seisa.ed.jp